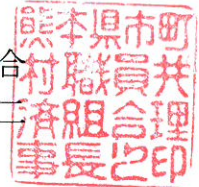


熊共済第943号
平成28年8月1日

任意継続組合員 様

熊本県市町村職員共済組合
理事長 田嶋 章二



平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予に係る取扱期間延長について（通知）

本組合の業務運営につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして総務省自治行政局公務員部福利課の要請に基づき、平成28年熊本地震により被災された任意継続組合員及び被扶養者のうち、一定の要件に該当し、保険医療機関等に申し立てた方は、保険医療機関等窓口での一部負担金等（7月までの診療及び調剤分）の徴収を、平成28年7月末日まで猶予とする取扱いとしていましたが、その徴収の猶予の取扱期間を平成29年2月末日まで延長しますのでお知らせします。

なお、平成28年10月1日からは、本組合が発行する一部負担金等徴収猶予証明書（以下「猶予証明書」という。）の提示が必要になります。

つきましては、下記のとおり、一部負担金等徴収猶予対象（以下、「猶予対象者」という。）となる方の申請により、猶予証明書を交付しますのでよろしくお願ひします。

（※本取扱いについては、本組合ホームページにも掲載しますことを申し添えます。）

記

1 猶予対象者

平成28年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（熊本県は全市町村）に住所を有する（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）任意継続組合員又は被扶養者で、次のいずれかに該当する方が対象です。

① 住家が全半壊、全半焼した任意継続組合員又は被扶養者

※全半壊、全半焼は、「り災証明書」の損害程度の区分による。

※「り災証明書」世帯構成欄に氏名がない方は除きます。

② 任意継続組合員が重篤な傷病を負った状態の任意継続組合員及び被扶養者

③ 任意継続組合員が行方不明である場合の被扶養者

2 交付申請

① 10月1日以降は、受診時に猶予証明書の提示が必要になりますので、猶予証明書の交付を受けようとする方は、**9月2日(金)までに**本組合へ、「一部負担金等徴収猶予申請書」((別紙)様式第1号)を提出してください。

(※猶予期間であれば、随時、いつからでも申請はできます。)

② 交付申請時の添付書類

ア 住家が全半壊、全半焼した場合

り災証明書(※原本確認後、返送します。)

※ 災害見舞金請求書に添付された場合は省略できます。

イ 任意継続組合員が重篤な傷病を負った場合

り災により1カ月以上の治療を要すると認められる旨が記載された医師の診断書(※原本確認後、返送します。)

ウ 任意継続組合員が行方不明である場合

警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるもの

3 猶予証明書の交付

申請書の内容が猶予要件に該当していると認められる者(「猶予認定者」という。以下同じ。)には、「一部負担金等徴収猶予証明書」((別紙)様式第2号)を交付します。(※9月下旬予定)

4 猶予期間

① 平成28年4月14日から平成29年2月28日までの間に受けた療養について適用します。

② ただし、任意継続組合員が行方不明である場合にあっては、平成29年2月28日までの間において、任意継続組合員の行方が明らかとなるまでの間に受けた療養について適用します。

5 猶予対象の一部負担金等

① 一部負担金

② 保険外併用療養費に係る自己負担額

(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)

③ 訪問看護療養費に係る自己負担額

④ 家族療養費に係る自己負担額

(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)

⑤ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

6 その他

猶予要件に該当しない方に対する平成28年4月14日以降の療養に係る一部負担金等の返還請求については、後日、あらためて連絡します。

担当：熊本県市町村職員共済組合 保険課 電話：096-365-1900
--

一部負担金等徴収猶予申請書

任意継続 組合員証	記号			番号	
任意継続 組 合 員	氏名		男・女	生年 月日	昭・平 年 月 日
猶 予 を 希 望 す る 対 象 者	氏名		男・女	生年 月日	昭・平 年 月 日
			男・女		昭・平 年 月 日
			男・女		昭・平 年 月 日
			男・女		昭・平 年 月 日
			男・女		昭・平 年 月 日
猶予申請 理 由 (該当に〇印)	平成 2 8 年熊本地震により 1 住家が全半壊、全半焼したため 2 任意継続組合員が重篤な傷病を負ったため 3 任意継続組合員が行方不明のため				

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

任意継続組合員 住 所 (居所)

氏 名

印

※ (任意継続組合員が行方不明の場合は被扶養者)

熊本県市町村職員共済組合理事長 様

(注意事項)

以下の書類を添付してください。

① 住家が全半壊、全半焼した場合

り災証明書 (※原本確認後、返送します。)

※災害見舞金請求書に添付された場合は省略できます。

② 任意継続組合員が重篤な傷病を負った場合

り災により 1 カ月以上の治療を要すると認められる旨が記載された医師の診断書

(※原本確認後、返送します。)

③ 任意継続組合員が行方不明である場合

警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるもの

一部負担金等徴収猶予証明書

任意継続 組合員証	記号		番号		
任意継続 組合員	氏名		男・女	生年 月日	昭・平 年 月 日
	住所				
猶予認定者	氏名		男・女	生年 月日	昭・平 年 月 日
	住所				
内 容 及び 有効期限	○一部負担金等の徴収猶予 ○有効期限 平成 2 9 年 2 月 2 8 日				

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

保険者番号 3 2 4 3 0 4 1 5
共済組合名称 熊本県市町村職員共済組合
共済組合所在地 熊本県熊本市東区健軍 1 丁目 5 番 3 号

(注意事項)

この証明書は、平成 2 8 年熊本地震により被災した任意継続組合員等が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の徴収猶予措置を受けられることを証明するものです。

また、この証明書の使用にあたり、以下の事項に留意してください。

- 1 この証明書の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等の窓口で、この証明書を任意継続組合員証等に添えて提出してください。
- 3 任意継続組合員の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証明書を共済組合に返してください。
- 4 この証明書の記載事項に変更があったときは、速やかにこの証明書を共済組合に提出してください。
- 5 不正にこの証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲戒の処分を受けることがあります。

一部負担金等徴収猶予申請書

任意継続 組合員証	記号	8000		番号	2345
任意継続 組合員	氏名	共済 太郎	男・女	生年 月日	昭・平 30 年 5 月 10 日
猶予を 希望する 対象者	氏名	共済 太郎	男・女	生年 月日	昭・平 30 年 5 月 10 日
		共済 花子	男・女		昭・平 32 年 6 月 20 日
			男・女		昭・平 年 月 日
			男・女		昭・平 年 月 日
			男・女		昭・平 年 月 日
猶予申請 理由 (該当に〇印)	平成 28 年熊本地震により ① 住家が全半壊、全半焼したため ② 任意継続組合員が重篤な傷病を負ったため ③ 任意継続組合員が行方不明のため				

上記のとおり申請します。

平成 28 年 8 月 26 日

任意継続組合員 住所(居所) 熊本市東区健軍 1 丁目 5 番 3 号
氏名 共済 太郎 男

※ (任意継続組合員が行方不明の場合は被扶養者)

熊本県市町村職員共済組合理事長 様

(注意事項)

以下の書類を添付してください。

① 住家が全半壊、全半焼した場合

り災証明書 (※原本確認後、返送します。)

※災害見舞金請求書に添付された場合は省略できます。

② 任意継続組合員が重篤な傷病を負った場合

り災により 1 カ月以上の治療を要すると認められる旨が記載された医師の診断書

(※原本確認後、返送します。)

③ 任意継続組合員が行方不明である場合

警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるもの